

令和6年度9月補正予算（案）について

	補 正 額	(債務負担行為)
一 般 会 計	1,876,900 千円	10,955,906
特 別 会 計	12,735,805 千円	
合 計	14,612,705 千円	(10,955,906 千円)

～ 一般会計補正予算（その1）の内容 ～

1,470,253 千円

- ◆ 予防接種事業費 [健康福祉局] 1,545,111 千円

新型コロナウイルスワクチン定期接種を10月から開始するため、ワクチンの単価増等に対応するもの。

- ◆ 特別支援学校施設整備事業費 [教育委員会] △ 96,156 千円

中央支援学校高等部分教室の増築工事等が入札不調となったため、現年度を減額するとともに、債務負担行為を変更するもの。

- ◆ 財政調整基金積立金 [財政局] 21,298 千円

予算補正に伴い生じた余剰財源を積み立てるもの。

※債務負担行為補正

- ◆ 中央支援学校整備事業費（その2） [教育委員会] (△ 96,379 千円)

中央支援学校高等部分教室の増築工事等が入札不調となったため、現年度を減額するとともに、債務負担行為を変更するもの。

～ 一般会計補正予算（その2）の内容 ～

406,647 千円

- ◆ 民間児童福祉施設措置児処遇改善及び施設振興費 2,709 千円
[こども未来局]
- ◆ 福祉施設等物価高騰対策事業費 238,361 千円
[健康福祉局]
 県の交付金を活用して、社会福祉施設等の光熱費等を支援するもの。
- ◆ 市税等過誤納還付金 700,000 千円
[財政局]
 法人市民税の還付が予算を上回ることが見込まれるため、所要額を増額するもの。
- ◆ 福祉人材確保支援事業費 10,000 千円
[健康福祉局]
 介護職員の処遇改善に向けて、事業所への相談体制を整備するもの。
- ◆ 民間特別養護老人ホーム等整備事業費 △ 137,100 千円
[健康福祉局]
 多摩区柘形地区介護老人保健施設について、工程が変更となったことから、現年度を減額し、債務負担行為を設定するもの。
- ◆ 看護大学大学院設置事業費 80,070 千円
[健康福祉局]
 看護大学大学院を設置する民間ビルの内装改修費の増額が見込まれるため、所要額を増額するもの。
- ◆ 授産学園再編整備事業費 △ 1,098,138 千円
[健康福祉局]
 授産学園の再編整備中に地下支障物が発見され、工程が変更となったことから、現年度を減額し、債務負担行為を設定するもの。
- ◆ 信用保証等促進事業費 34,552 千円
[経済労働局]
 令和2年度、4年度に国庫補助金を活用して実施した信用保証料補助について、事業者からの繰上償還等に伴い国に返還するもの。
- ◆ 学校給食費公会計化事業費 12,843 千円
[教育委員会]
 令和5年度に徴収した学校給食費徴収金のうち、余剰分を学校給食運営基金に積み立てるもの。
- ◆ 学校給食物資購入費 563,350 千円
[教育委員会]
 食材料費の高騰に対応し、学校給食の質を維持するため、所要額を増額するもの。

※債務負担行為補正

- ◆ 授産学園再編整備事業費 [健康福祉局] (2,254,662 千円)
授産学園の整備計画変更に伴い、現年度分を減額するとともに、債務負担行為を設定するもの。
- ◆ 小学校・中学校等自然教室運営費事業費 [教育委員会] (179,483 千円)
自然教室のバスを早期に確保するため、債務負担行為を設定するもの。
- ◆ 令和6年度民間特別養護老人ホーム等整備事業費 [健康福祉局] (214,650 千円)
多摩区榊形地区介護老人保健施設整備の整備計画の変更により、債務負担行為を増額するもの。
- ◆ 令和6年度公共施設管理運営事業費 [教育委員会] (1,574,340 千円)
中原市民館、高津市民館等への指定管理制度導入のため、債務負担行為を増額するもの。
- ◆ 令和6年度土地借上料 [教育委員会] (6,649,150 千円)
小杉小学校敷地の借上料を地価上昇分について増額するもの。

【参考：9月補正後 一般会計予算規模】

令和5年度	876,642,773千円	
令和6年度	875,642,097千円	(対前年度比△0.1%)

～ 特別会計補正予算の内容 ～

12,735,805 千円

- ◆ 競輪事業特別会計 [経済労働局] 9,700,000 千円
車券売上金の増に伴い、開催経費や払戻金を増額した上で、整備事業基金に積立て、さらに一般会計に繰り出すもの。
- ◆ 国民健康保険事業特別会計 [健康福祉局] 47,510 千円
前年度繰越金を、国民健康保険財政調整基金に積み立てるもの。
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 [こども未来局] 196,215 千円
前年度繰越金により、母子福祉資金貸付金等を増額するもの。

- ◆ 後期高齢者医療事業特別会計 [健康福祉局] 932,555 千円
前年度繰越金により、後期高齢者医療広域連合納付金等を増額するもの。
- ◆ 公害健康被害補償事業特別会計 [健康福祉局] 112,026 千円
前年度繰越金により、遺族補償金等の補償費を増額するもの。
- ◆ 介護保険事業特別会計 [健康福祉局] 1,458,926 千円
前年度繰越金を、介護保険給付費準備基金に積み立てるとともに、所要額を同基金から繰り入れて、国庫負担金等の精算を行うもの。
- ◆ 港湾整備事業特別会計 [港湾局] 94,377 千円
前年度繰越金を、港湾整備事業基金に積み立てるもの。
- ◆ 墓地整備事業特別会計 [建設緑政局] 194,196 千円
前年度繰越金を、墓地整備事業基金に積み立てるもの。